

速報！さくらユウワ通信

平成 27 年度税制改正により創設されました、**財産債務調書制度**についてご案内します。

法施行後の最初の財産債務調書の提出期限は、平成 28 年 3 月 15 日 (火) になります。

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

制度の概要

◎財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出する必要がある方で、次の

①及び②のいずれにも該当する場合 (国外送金等調査法6の2①本文)

- ① その年の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2千万円を越えること
- ② その年の12月31日においてその価額の合計額が 3億円以上の財産又はその価額の合計額が 1億円以上である 国外転出特例対象財産を有すること

◎財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によるものとされています。

・「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます。その価額は、財産の種類に応じて、動産及び不動産等については専門家による鑑定評価額、上場株式等については、金融商品取引等の公表する同日の最終価格等となります。

・「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の所得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算出した価額をいいます。

◎財産債務調書への記載事項

提出者の氏名・住所 (又は居所等) に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています (財産及び債務に関する事項につきましては、「種類別」「用途別」(一般用及び事業用)、「所在別」に記載する必要があります。)

・「事業用」とは、不動産所得、事業所得及び山林所得を生ずるべき事業又は業務の用に供することをいいます。

・「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

◎「財産債務調書」の記載例

整理番号 OXXXXXX

平成××年 12 月 31 日分 財産債務調書

財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
土地		事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	1 250 m ²	250,000,000	
建物		事業用	東京都港区〇〇3-3-3	1 500 m ²	110,000,000	
建物		一般用	東京都品川区〇〇5-5-5-2501	1 95 m ²	89,000,000	土地を含む
			建物計		(199,000,000)	
預貯金	普通預金	事業用 一般用	〇〇銀行△△支店		38,961,915	
有価証券	上場株式 (B社)	一般用	△△証券△△支店	5,000 株	6,500,000 6,450,000	
匿名組合出資		一般用	東京都港区〇〇1-1-1 株式会社 B	100 口	100,000,000 140,000,000	
未決済デリバティブに係る権利	先物取引 (〇〇)	一般用	××証券××支店	100 口	-30,000,000 29,000,000	
貸付金		事業用	東京都目黒区〇〇2-1-1 〇〇 △△		3,000,000	
未収入金		事業用	東京都豊島区〇〇2-1-1 株式会社 C		1,500,000	
未収入金		事業用	その他 10 件		2,300,000	
			未収入金計		(3,800,000)	
貴金属類	ダイヤモンド	一般用	東京都品川区〇〇5-5-5-2501	3 個	6,000,000	
その他の財産	家庭用動産	一般用	東京都品川区〇〇5-5-5-2501	2 0 個	3,000,000	
その他の財産	委託証拠金	一般用	××証券××支店		10,000,000	
借入金		事業用	〇〇銀行△△支店		20,000,000	
未払金		事業用	東京都港区〇〇7-8-9 株式会社 D		1,500,000	
その他の債務	保証金	事業用	東京都台東区〇〇2-3-4 株式会社 E		2,000,000	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の価額の合計額 (34,000,000) 円)					89,000,000	
財産の価額の合計額			778,211,915	債務の金額の合計額		23,500,000
(摘要)						

◎財産債務調書提出の期限等

その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署に提出していただく必要があります。

その他の措置

①財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。

②財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合 (重要なものの記載が不十分だと認められる場合を含みます。) に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ (死亡した方に係るものを除きます。) が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

※詳細は各担当者へお尋ねください。【長瀬 直美】